

質問第一二五号

安倍総理及び昭恵総理夫人の「桜を見る会」における問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十二月九日

小西洋之

参議院議長 山東昭子 殿

安倍総理及び昭恵総理夫人の「桜を見る会」における問題に関する質問主意書

政府においては、以下の事項について、安倍総理及び昭恵夫人並びに安倍事務所に確認の上、答弁されたい。

一 今年の「桜を見る会」において、昭恵夫人はどのような目的で何のために、安倍事務所の推薦枠に、自ら推薦する者を提供したのか。また、その人数は何人か（過去の年度についても、確認できる限り示されたい。）。

二 政府が「私人」であるとする昭恵夫人は、どのような権限や立場に基づいて、安倍事務所に推薦を行ったのか。

三 昭恵夫人が安倍事務所に推薦した全ての者について、「桜を見る会」の招待客の要件である「功績・功労」がある者なのか。夫人のいわゆるお友達だからという理由で推薦されている者はいないのか。

四 昭恵夫人が安倍事務所に推薦したと思われる、しんぶん赤旗二〇一九年十二月一日号の報道記事にある者（スキーイベント関係者、長州友の会、マラソンチーム等）について、「桜を見る会」の招待客の要件である「功績・功労」の有無を個別に示されたい。

五 平成二十七年（二〇一五年）の「桜を見る会」に、昭恵夫人が平成二十六年に首相官邸に招いて対談や写真撮影を行っている歌手が招かれているが、昭恵夫人の推薦によるものか。

また、当該歌手は平成二十九年にも首相官邸に招かれ写真撮影を行っており、更に、昭恵夫人は平成二十八年の当該歌手グループの武道館コンサートへの応援動画を首相官邸で撮影しているが、こうした行為は官邸の管理規則等に照らして問題はないのか。

六 内閣官房に安倍事務所から推薦名簿を出すに際して、昭恵夫人から提供された者の「功績・功劳」の有無の判断は安倍事務所が行っていたのか、安倍総理はこの有無の判断に関わっているのか。

七 安倍総理及び安倍事務所は、昭恵夫人が安倍事務所の推薦枠に提供した者が「桜を見る会」の目的・趣旨に照らして適切な者であったと考えているか。昭恵夫人の推薦は「桜を見る会」の「私物化」との批判にどう答えるか。

八 昭恵夫人はマルチ商法で行政処分を受けているジャパンライフの山口会長やその関係者と面識があるのか。

九 昭恵夫人がマルチ商法で行政処分を受けているジャパンライフの山口会長を安倍事務所の推薦枠に推薦

したのか。

十 昭恵夫人は48ホールディングス株式会社（消費者庁から処分歴あり）の経営責任者と面識があるのか。

当該会社の経営責任者の一人は「桜を見る会」に出席しているようだが（菅官房長官や自民党議員との写真がネット上にある。）、昭恵夫人は当該者を「桜を見る会」に推薦したことがあるのか。

十一 48ホールディングス株式会社の経営責任者は「桜を見る会」と安倍事務所主催の「桜を見る会の前夜祭」に出席したことがあるのか。昭恵夫人と当該者とのツーショットの写真がネット上にあるがいつの機会に撮られた写真なのか。

十二 安倍総理及び昭恵夫人が全国福利厚生共済会（当会のホームページ上で連鎖販売取引を実施と表記）の関係者と一緒に写っている平成二十八年の「桜を見る会」の写真が報道されているが、安倍総理及び昭恵夫人は当該関係者と面識があったのか。また、当該関係者は「六十」番の招待状と報道されているが昭恵夫人ほか誰の推薦により総理枠として推薦されたのか。

十三 昭恵夫人は、地元山口の有権者を含め本来は「桜を見る会」の推薦資格のない者を推薦していたので

はないか。その場合は、その推薦行為は、安倍総理の選挙のための公選法上の買収罪に該当するのではないか。

十四 本年の「桜を見る会」の開宴時間（八時半）以前の七時四十五分頃に昭恵夫人は新宿御苑内に入り、安倍総理の後援会員らと記念撮影などをしているが、昭恵夫人は如何なる権限や立場によつて開宴時間以前に入園していたのか（内閣府からは、開宴時間と同時に開門し、それ以前は国会議員等でも入園できないと聞いている。）。

十五 政府は昭恵夫人の「桜を見る会」への出席について「安倍総理の公務の遂行を補助する一環として行われてきたもの」と答弁しているが、「桜を見る会」の開宴時間以前に新宿御苑内で後援会員らと記念写真を撮るなどしていた行為は、「総理の公務遂行の補助」と言えるのか。

十六 昭恵夫人が、安倍後援会ら地元有権者と「桜を見る会」の開宴時間以前に新宿御苑内で記念写真の撮影等を行っていた行為は、安倍総理の選挙のための公選法上の買収罪に該当するのではないか。

十七 昭恵夫人は、平成二十八年の「桜を見る会」において「これからも主人を私は支えていきたいと思ひますので、皆様方にかゝる応援をして頂きますように、宜しくお願いを申し上げます。」と乾杯の挨拶を

しているが、昭恵夫人が「桜を見る会」において、本来は推薦資格のない自ら推薦した者や安倍後援会員らを歓待していた行為は、安倍総理の選挙のための公選法上の買収罪に該当するのではないか。

十八 安倍総理及び安倍事務所は、昭恵夫人が安倍事務所の推薦枠に提供した者について、公金の目的外使用を禁ずる財政法上の観点から問題はないと考えているのか。

右質問する。